

資料 2

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案」の概要

子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項に基づき内閣総理大臣が定めるものとされており、このたび概ねの案が示された。

(平成 25 年 8 月 6 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室 事務連絡)

1 基本指針の構成

- ①子ども・子育て支援の意義に関する事項
- ②教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- ③子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）
- ④子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項（社会的養護等）
- ⑤労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑥その他

2 子ども・子育て支援の意義に関する事項

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、行政は、子ども・子育て支援を質・量的ともに充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならないと指摘している。

また、①子どもの育ち及び子育てをめぐる環境、②子どもの育ちに関する理念、③子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、④社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割が記載されており、未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしている。

3 教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

市町村は、地域住民の子ども・子育て支援の利用状況及び利用希望を把握した上で、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成することが義務付けされている。

また、教育・保育及びお地域子ども・子育て支援事業の質の確保・向上を図ること、障害児等が円滑に教育・保育等を利用できるよう配慮することなどが求められている。

4 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

●必須記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定（行政区、中学校区、小学校区を例示）
- ②各年度における「教育・保育」の量の見込みと確保の内容及びその実施時期
 - ・認定の区分ごとに加え、満3歳未満は0歳・1～2歳に区分
 - 1号認定：満3歳以上の子ども（保育の必要性なし） 幼稚園児のイメージ
 - 2号認定：満3歳以上の子ども（保育の必要性あり） 保育園児のイメージ
 - 3号認定：満3歳未満の子ども（保育の必要性あり） 保育園児のイメージ
 - ・各年度における満3歳未満児の「保育利用率」の設定
- ③各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の内容及びその実施時期
- ④幼児期の学校教育・保育の一体提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（認定こども園、特に幼保連携型認定こども園の普及に対する考え方）

●任意記載事項

- ①産後休業・育児休業後の保育施設等の円滑な利用確保に関する事項
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進のための施策連携に関する事項